

PFOS 及び PFOA に関する各種取組状況について

1) 専門家会議等における取組

令和5年1月に設置された「PFAS に対する総合戦略検討専門家会議」において、PFAS に対する総合的な対応策等が検討され、同年7月にとりまとめた「PFAS に関する対応の方向性」に基づき、関係機関等において取組が進められている。また、令和5年1月から令和6年12月にかけて、「水質基準逐次改正検討会」及び「PFOS・PFOA に係る水質の目標値等の専門家会議」の合同会議が計5回開催され、PFOS 及び PFOA に係る水質の目標値等の検討が進められてきた。

2) 公共用水域等における PFOS 及び PFOA の検出状況

令和元年度～令和4年度までの公共用水域及び地下水における水質測定地点は延べ2,735 地点(令和元年度:171 地点、令和2年度:173 地点、令和3年度:1,133 地点、令和4年度:1,258 地点)である。そのうち、指針値(暫定)を超過した地点数は、延べ250 地点であり、主に都市部及びその近郊で超過が確認される傾向がみられる(参考資料4-1)。これらの地点では、「PFOS 及び PFOA に関する対応の手引き」に基づき、水道水の利用などによる飲用摂取の防止等の措置が講じられ、健康リスクの低減が図られている。

令和6年11月29日には、「PFOS 及び PFOA に関する対応の手引き」が改定され、水道水源や飲用井戸等の存在状況を踏まえた追加調査や、水道事業者等への情報共有を図ることが示されるとともに、水質モニタリングの計画時にも、水道水の取水が行われている地域や地下水の飲用が行われている地域の周辺における水質測定を充実させるよう留意すべきである旨、事務連絡が発出されている(参考資料4-2)。

また、環境省の化学物質環境実態調査において、平成21年度～令和5年度の期間にわたって、水質(公共用水域)、底質及び大気については、経年的に濃度の減少傾向が統計的に有意と判定されている。生物については、魚類では検出率が経年的に減少していることが統計的に有意と判定され、濃度の減少傾向が示唆されている。貝類では減少傾向は有意であると判定されていない。

3) 水道における PFOS 及び PFOA の検出状況

令和6年度に水道事業者等及び専用水道の設置者を対象とした調査が実施され、そのうち、水道事業及び水道用水供給事業については、暫定目標値(50ng/L)を超過した事業数は、令和2年度では11事業だったが、その後は減少傾向が続き、令和6年度(9月30日時点)では0事業だった。過去に暫定目標値の超過が確認された水道事業等では、いずれも水源の切替えや活性炭処理施設の導入等により、現在では暫定目標値以下の水が給水されていることが確認されている。また、専用水道の設置者については、令和2年度以降、42件(令和6年9月30日時点)の超過事例が確認されているが、その多くでは上水道への切替え等の対応や飲用暴露防止のための応急的な対応が実施されている。

今後、水道において PFOS 及び PFOA の暫定目標値の超過が確認された場合は、令和6年11月29日に国土交通省が公表した「水道事業者等によるこれまでの PFOS 及び PFOA 対応事例について」も活用しながら、国土交通省と連携し、水道事業者等により適切な対応が図られるよう取り組むこととしている。

4) 水道水の暫定目標値の取扱いの検討

水道水の暫定目標値の取扱いについては、内閣府食品安全委員会の評価書等を踏まえて、水道事業者等に対して検査・基準遵守を義務づける水道水質基準に位置づけることを検討している。

また、水道水の安全性の確保と合わせ、「飲用井戸等衛生対策要領の実施について」(昭和62年衛水第12号厚生省生活衛生局長通知)における要領において、定期の水質検査の項目にPFOS及びPFOAを例示することにより、水道法対象外の飲用井戸等についても、検査を促すことが検討されている。

なお、消費者庁においても、水道水の暫定目標値の取扱いの検討状況や、令和3～4年度に実施したミネラルウォーター類中のPFOS・PFOA含有実態調査の結果を踏まえ、食品衛生法上のミネラルウォーター類の規格基準について検討する予定である。

5) 食品中のPFASに関する調査研究

食品中のPFASに関する調査研究については、現在、各関係機関において、以下のような調査研究が進められている。

農林水産省においては、食品の安全を確保するため、食品中の含有実態の把握のための調査を行うとともに、農業環境から農畜水産物への移行等に関する研究を行っている。具体的には、令和6年度の農畜水産物のPFASの含有実態調査(PFOS、PFOA、PFNA、PFHxSの4種類について、国産農畜水産物を対象に調査)や、令和5年度～令和9年度にかけて農産物中PFASの分析法の確立、農地土壌、水等からのPFAS移行特性の解明に関する研究を実施している。

食品安全委員会においては、食品健康影響評価技術研究の課題の一つとして、令和6年度～令和7年度にかけて食品中のPFAS等の含有量を明らかにし、食品を通じたばく露実態を把握することを目的とした研究を実施している。

厚生労働省においては、令和4年度～令和6年度にかけてトータルダイエツト試料等に含まれる有機フッ素化合物の分析法の開発等に関する研究を実施している。

6) PFAS対策技術に関する知見等の収集

過去に様々な形で排出されたPFOS及びPFOAが環境中から検出されている中、水・土壌中のPFOS及びPFOAの濃度を低減させるための技術的知見が十分得られていないことから、令和6年度補正予算において、PFAS対策技術の実証事業等を実施するための予算(約9億円)を計上している(参考資料4-3)。